



事業名	空き家再生等推進事業	旧老朽住宅除却等事業
根拠	小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号)	
目的 (事業概要)	不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している地域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅又は空き家住宅の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行い、もって公共の福祉に寄与する。	
施行者	地方公共団体	
対象地域	下記による	
採択要件	<p>不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域</p> <p>[平成25年度までの間に限り下記区域]</p> <p>(1)不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域、過疎地域又は平成17年国勢調査の結果による市町村人口が当該市町村の平成12年の人口に比べて減少している市町村の区域</li> </ul> <p>(2)空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の区域</li> </ul>	
補助内容	<p style="text-align: center;">国庫補助率</p> <p>不良住宅又は空き家住宅の除却費 1 / 2</p> <p>不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 1 / 2</p> <p>空き家住宅及び空き建築物の活用費 1 / 2</p> <p>空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費について補助する費用(ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるもの) 1 / 3</p> <p>不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用 1 / 2</p> <p>津波避難施設等整備費 1 / 2</p>	
所管部局	(国) 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室	(県)市街地整備課